第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は平成二十四年五月二十五日をもって第二種金融商品取引業を廃止することと致しました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告致します。

平成二十四年四月二十四日

東京都港区港南四丁目六番二号ＷＣＴ―Ａ二―一六〇二　株式会社アドバンテージ

代表取締役　坂東　真悟

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十三年八月二十五日付官報号外第一八五号の五十五頁に掲載されています。

平成二十四年四月二十四日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内

フェニックス・スリー特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十三年八月二十五日付官報号外第一八五号の五十五頁に掲載されています。

平成二十四年四月二十四日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内

フェニックス・フォー特定目的会社

取締役　大西　亜衣

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十四年一月二十四日付官報号外第十五号の六十二頁に掲載されています。

平成二十四年四月二十四日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内

ＮＣＡＰ８特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十四年一月二十四日付官報号外第十五号の六十二頁に掲載されています。

平成二十四年四月二十四日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内

ＮＣＡＰ１２特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十四年一月二十四日付官報号外第十五号の六十二頁に掲載されています。

平成二十四年四月二十四日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内

ＮＣＡＰ１３特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を一億六千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年五月二十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年四月二十四日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内

フェニックス・スリー特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を三億九千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年五月二十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年四月二十四日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内

フェニックス・フォー特定目的会社

取締役　大西　亜衣

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を一億二千五百万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年五月二十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年四月二十四日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内

ＮＣＡＰ８特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年五月二十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年四月二十四日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内

ＮＣＡＰ１２特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を七千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年五月二十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年四月二十四日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内

ＮＣＡＰ１３特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十四年四月十四日開催の通常総会において、出資一口の金額を一万円から七千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、直近の財産目録及び貸借対照表は当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

以上、森林組合法第百条第二項で準用する同法第六十六条第二項の規定により公告します。

平成二十四年四月二十四日

兵庫県宍粟市山崎町与位一一七二番地五

与位生産森林組合

理事　竹内　俊延

訂正公告

平成二十四年三月二十三日（号外第六十五号）掲載の第一〇一期決算公告（枠組）中、「流動資産　2,243,540」とあるは「流動資産　2,443,540」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十四年四月二十四日

東京都墨田区横網一丁目二番二六号

ライオン商事株式会社

取締役社長　榊原　健郎

正誤

ページ	段	行	誤	正
六下	二二	（第七十七条の二の四関係）	（第七十七条の二の四関係）
七〇下	一八	国有林盤城	国有林磐城

平成二十三年十二月二日（号外第二百六十号）公布国土交通省令第九十三号（船員法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

平成二十三年十二月十四日（号外第二百七十号）総務省告示第五百十五号（特定公示局を定める件）

（原稿誤り）

三十ページ下段九行目を削る。

平成二十三年十二月二十八日（号外第二百八十三号）環境省告示第百六号（汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域を指定する件）

（原稿誤り）

平成二十四年四月九日人事異動欄会計検査院の部

（印刷誤り）

一二	二	五月七日）	月六日）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月二十四日付第九四号六四ページ●同日付政府調達第七八号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）